

インボイス導入に関する補助制度を活用しよう

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する必要があります。PCの会計ソフトやレジスターで領収書を発行しているなら、会計ソフトやレジスターの更新が必要になります。補助金制度がありますので、うまく活用してください。

導入までに準備が必要なモノ・コト

- ✓ PCの会計ソフト、レジスターの整備
- ✓ 経理実務や受注・発注システムの見直し
- ✓ インボイスの記載事項を満たす書類（請求書、納品書、レシートなど）の整備



インボイス導入前に手書きの領収書を作成しているなら、導入後もインボイスの要件を満たせば手書きの領収書でかまいません。



インボイス登録番号は、ゴム印などを使ってかまいません。

小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援する持続化補助金の補助上限額は50～200万円（★）ですが、免税事業者がインボイス発行事業者に登録すると、補助上限額が一律50万円加算され、100～250万円になります（税理士相談費用、広報費、機械装置導入費用などに活用可）。

★補助率2/3以内。一部は3/4以内

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

インボイス対応を見据えたITツール導入等に対する補助金があります。

- 会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等のITツール、クラウド利用料（最大2年分）：最大350万円（50万円以下は補助率3/4、50～350万円は補助率2/3）
- PCやタブレット等：上限10万円（補助率1/2）
- レジスター等：上限20万円（補助率1/2）

※詳しくは中小企業庁サイトなどでご確認ください。

中小企業庁サイト▶



お問い合わせ先一覧

各商工会では、インボイス制度をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。お近くの商工会の連絡先は、右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



インボイス制度に関すること

軽減・インボイスコールセンター

(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

フリーダイヤル ☎0120-205-553 【受付時間】9:00-17:00 (土日祝除く)



インボイス制度特設サイト



適格請求書発行事業者の登録申請手続 (国内事業者用)



記載例 (個人事業者用)



記載例 (法人用)



適格請求書発行事業者公表サイト



取引トラブルに関すること

下請かけこみ寺

フリーダイヤル ☎0120-418-618

【受付時間】9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日祝、年末年始除く)



中小企業支援施策全般

中小企業電話相談ナビダイヤル

電話番号 ☎0570-064-350 (お近くの経済産業局中小企業課につながります)

【受付時間】9:00-17:00 (土日祝除く)

一目でわかる!

インボイスの手引き 実務編 改定版

2023年2月

発行：全国商工会联合会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階

URL <https://www.shokokai.or.jp/>

監修：税理士 小野谷 雄志

